

軽費老人ホーム ケアハウスゆうゆう
指定特定施設入居者生活介護ケアハウスゆうゆう
指定介護予防特定施設入居者生活介護ケアハウスゆうゆう
利 用 契 約 重 要 事 項 説 明 書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(北海道指定 第0175000470号)

当事業所はご契約者に対して、ケアハウスゆうゆうの入居サービス及び指定特定施設入居者生活介護サービス又は指定介護予防特定施設入居者介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◇◆目次◆◇

1.	施設経営法人	2
2.	ご利用施設	2
3.	事業の目的及び運営方針	3
4.	職員の配置状況	3
5.	主な職種の勤務体制	4
6.	当施設が提供するサービスと利用料金	4
	ケアハウス	4
	特定施設・介護予防特定施設	5
7.	生活及び介護の場所	8
8.	医療の提供について	8
9.	事故発生時の対応	9
10.	損害賠償	9
11.	施設利用にあたっての留意事項	9
12.	苦情・相談の受付について	10
13.	秘密の保持と個人情報の保護について	10
14.	身体的拘束等について	11
15.	虐待の防止について	11
16.	非常災害時の対策	11
17.	衛生管理等について	12
18.	業務継続計画の策定等について	12
19.	別表 利用料金	14

1. 施設経営法人

法 人 名	社会福祉法人 北見慈恵会
所 在 地	北見市東相内町 171 番地 57
代 表 者 氏 名	理事長 白川 久統
設 立 年 月 日	平成 14 年 4 月 1 日
電 話 番 号	0157-66-1515

2. ご利用施設

施 設 の 種 類	軽費老人ホーム（ケアハウス） 指定特定施設入居者生活介護 指定介護予防特定施設入居者生活介護
施 設 の 名 称	ケアハウス ゆうゆう 指定特定施設入居者生活介護 ケアハウスゆうゆう 指定介護予防特定施設入居者生活介護 ケアハウスゆうゆう
施 設 の 所 在 地	北見市東相内町 171 番地 57
施 設 の 管 理 者	施設長 阿部 浩美
開 設 年 月 日	ケアハウスゆうゆう：平成 14 年 4 月 1 日 特定・介護予防特定ゆうゆう：平成 18 年 10 月 1 日
介 護 保 険 指 定 事 業 者 番 号	(特定・介護予防特定ゆうゆう) 北海道指定 第 0175000470 号
サ ー ビ ス 相 談 窓 口	生活相談員 計画作成担当者 電話：0157-66-1515 FAX：0157-66-1223
第 三 者 評 價 実 施 状 況	実施の有無：無
自 己 評 價	実施の有無：有
居 室 の 概 要	60 室 (1 室 28.13 m ²) (内、3 室が夫婦部屋として利用できます)
設 備 の 概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・食 堂 (機能訓練室を兼ねる) 1 室 (119.97 m²) ・一般浴室 2 室 (47.83 m²) ・ユニット浴室 1 室 (8.24 m²) ・一時介護室 1 室 (18.27 m²) ・共用トイレ (各階) 1 室 (3.9 m²) ・廊下の幅 (中廊下 2.5 m²) ・その他共用施設の概要 (厨房、談話コーナー、洗濯室等) ・ナースコール等緊急連絡 (各居室・浴室・トイレ・一時介護室にはナースコールを設置しています)

3. 事業の目的及び運営方針

(1) 事業の目的

ケアハウスゆうゆう	特定施設入居者生活介護ゆうゆう 介護予防特定施設入居者生活介護ゆうゆう
安心して生き生きと楽しく社会生活、日常生活を営めるよう、生活の基本となる食事や入浴等の諸準備、相談及び援助などのサービスを提供します。また身体機能の低下等により介護を要する状況になった場合は、介護保険制度の居宅サービスを利用することにより、施設での生活が維持できるよう支援します。	それぞれの能力に応じ、「特定施設入居者生活介護サービス計画又は介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画」を策定し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう計画に基づいたサービスを提供し、支援します。

(2) 運営方針

- 1 入居者ひとりひとりのプライバシーの保護に努め、個々人の意思及び人権を尊重し「おもい」がかなう生活となるようなサービスを提供します
- 2 家族や地域への「開かれた施設」であるよう努めます。
- 3 入居者の立場に立ち、笑顔で適切で質の高いサービスを提供します。
- 4 サービスの提供にあたり、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束や行動制限に当たる行為は行いません。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対してケアハウスゆうゆうのサービス、指定特定施設入居者生活介護サービス又は指定介護予防特定入居者生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しており、指定基準を遵守しています。

◎一般ケアハウス（特定ケアハウスと兼務）

職種	管理者	生活相談員	介護員	栄養士	事務員
職員配置	1名	1名	1名	1名	1名

◎特定ケアハウス

職種	管理者	生活相談員	介護職員	看護職員	計画作成担当者	機能訓練指導員	栄養士
職員配置	1名	1名以上	入居者の介護度に応じて、 3:1以上の職員を配置		1名以上	1名以上	1名

※機能訓練指導員は、看護職員と兼務とします。

5. 主な職種の勤務体制

従業者の職種	勤務体制		
管 理 者	8:30~17:30 常勤で勤務		
生活相談員	標準的な時間帯における最低配置人員		
計画作成担当者	早勤 (07:00 ~16:00)	3名	
介護員	日勤 (08:30 ~17:30)	3~5名	
	遅勤 (10:30 ~19:30)	3名	
	夜勤 (17:00 ~09:00)	2名	
看護師	日勤 (08:30 ~17:30)	1~2名 (月~金)	
	遅勤 (09:30 ~18:30)	1名 (月~日)	
事務職員等	8:30~17:30 常勤で勤務		

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

《 ケアハウスゆうゆう 》

(1) サービス内容

サービス種類	内 容
食事	・嗜好や栄養価を考慮した献立で、1日3回（朝・昼・夜）食事を提供します。
入浴	・ユニットバス（個別浴）、温泉水の大浴場があります。 (曜日によって入浴できる時間が違います)
生活支援 相談・助言	・人権擁護の立場に立ち誠意をもって日常生活の相談に応じます。 ・介護が必要な場合のサービス提供機関の紹介と連絡調整を行います。
教養・娯楽 余暇活動	・心身の活性化のために、利用者様の要望を集約し行事や趣味サークル活動を実施します。 ・地域行事への参加や小中学校の総合学習等を受け入れ、地域との交流を図ります。
衛生・健康管理	・居室内外の衛生管理の啓発を行います。 ・年1回以上の居室大掃除・空気清浄機の清掃を行います。 ・年1回以上の健康診断受診の呼びかけや感染症予防対策を講じます。 ・緊急時の負傷・疾病には迅速に対応します。

(2) 利用料金

別表1のとおり、対象収入に準じて「サービス提供費・生活費・居住費・居室の光熱水費」をいただきます。これに個人持ちの電気製品使用電気料金が加算されます。

《特定ケアハウス・介護予防特定ケアハウス》

(1) 介護保険給付対象サービス

① サービス内容

サービス種類	内 容
食 事	・利用者の状況に応じて適切な食事の提供を行います。食事介助や自立支援に向けた適切な援助を行います。
入 浴	・プライバシーに十分配慮し、利用者の身体的状況に応じた適切な入浴介助や自立に向けた適切な支援を行います。(入浴又は清拭を週2回以上行います。) ・寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。
排 泄	・プライバシーに十分配慮し、利用者の身体的状況に応じた適切な排泄介助を行います。排泄の自立に向けた適切な支援と身体能力を最大限活用した援助を行います。
離床・着脱・整容	・寝たきりの防止の為、出来る限り離床するよう援助します。 ・生活のリズムを考慮し、毎朝、夕の着替えを行えるよう援助します。 ・個人としての尊厳に配慮し、清潔で快適な生活が送れるように適切な整容を援助します。 ・シーツの交換は2週に1回実施します。
健 康 管 理	・心身状態に応じて適切な措置を講じます。 ・医療機関の通院について相談・助言します。
相談及び援助	・入居者とその家族からのご相談に応じます。
その他自立への 援 助	・入居者の自立援助のため、離床して食堂で食事を摂っていただくことを原則とします。 ・趣味活動・アクティビティ活動により、閉じこもり予防を行います。 ・身体機能の維持を目的とした訓練・集団体操を行います。

②入浴サービス時間帯

	月	火	水	木	金	土	日
一般	16:30~20:00	16:30~20:00	13:30~15:00	16:30~20:00	16:30~20:00	13:30~20:00	
介 護	13:30~16:30	13:30~16:30		13:30~16:30	13:30~16:30		休
個浴		13:30~16:30	13:30~16:30		13:30~16:30	13:30~16:30	

③食事時間

下記時間内のお好きな時間にお好きな座席で食べてください。

- ・朝食 7:30~8:30
- ・昼食 11:45~12:45
- ・夕食 17:45~18:45

(2) 介護保険給付対象外サービス

① 個別選択サービス及び利用料金

種類	内容	利用料
行事食負担金	・行事の際の食事費用の一部を ご負担していただきます。	要した費用の一部を ご負担して頂きます。
オムツ代	・体調不調時など急に必要となつた 場合にご利用いただけます。	紙おむつMサイズ 1枚 170円 パンツタイプ M 1枚 200円 尿とりパッド 1枚 30円
理容サービス	・月1回、理容師の出張による理容 サービスをご利用いただけます。	顔剃：1,000円 調髪+顔剃：2,000円
レクレーション行事 クラブ活動	・利用者の希望によりレクレーション活動に参加していただくことが できます。	要した費用の実費や材料代などを ご負担していただきます。
複写物の交付	・サービス提供の記録はいつでも閲 覧できますが複写物を要する場合 は実費負担していただきます。	1枚 10円
入院等による洗濯代	・入院時の洗濯が困難な場合、病院 へ洗濯物を取りに行き施設で洗濯 し、病院へお届けするサービスを行 います。	1回 500円
病院巡回バス利用料	・病院巡回バス運行表内の協力病院 以外の医療機関へ送迎します。	片道 150円 往復 300円
通院介助料金	・ご家族等の病院の付添が困難な場 合、施設職員が病院内の介助サー ビスを行います。	0~1時間 : 1,600円 1時間以上30分ごと : 800円
電話代	・外出時に個人的な理由で電話する ことを希望された場合、職員が持 参する電話で連絡を取ります。	1回 10円
オプション	・個人的な理由（美容室、銀行等） で外出を希望された場合に、外出 支援をします。	車代：毎月のガソリン代に準ずる 介助料：30分につき 500円
預り金契約	・ご自身で、現金などの管理が難し くなった場合に、施設金庫に財布 等を預かり、金銭の出納を行い、 必要相当の経費をご負担いただき ます。	通帳管理 : 1,200円/月 通帳及び現金管理 : 1,500円/月 現金管理 : 500円/月
日常生活上必要とな る諸経費（購入代）	・日常生活品がご自身で購入困難な 方は、衣料、スリッパ、歯ブラシ 等日用品の購入の代行をさせてい ただきます。	購入代金と入居者に負担いただく ことが適当であるものにかかる費 用を負担していただきます。

居室内電球・蛍光灯	・居室内に備えつけの電球、蛍光灯を施設で保有しているものを使用して交換した場合が対象です。	実費分をご負担いただきます。
その他	・上記以外で入居者負担が適正と認められる内容のもの	随時相談のうえ料金決定します。

② 特定契約された方からの一律徴収料金

特定施設入居者生活介護を利用されている全員から、入浴・排泄の介護、掃除・洗濯等で使用する上下水道料金をいただきます。

○上下水道料金 130 円（上下水道 50 円、温泉下水道 70 円、消費税 10 円）

(3) 利用料金

別表 2 のとおり、ケアハウス利用料金と介護保険負担割合証に応じた料金をいただきます。これに個人持ちの電気製品使用電気料金が加算されます。また、介護保険の加算については下記の通りです。

※単位数での表記です。

対象者	加算名	算定期間	単位
要介護 1～5	退院・退所時連携加算	日額 ※30 日以内	30
要介護 1～5	夜間看護体制加算（II）	日額	9
全員	サービス提供体制加算（II）	日額	18
全員	協力医療機関連携加算	毎月 1 回	100 又は 40
全員	退居時情報提供加算	退居時 1 回	250
全員	高齢者施設等感染対策向上加算	月額	(I) 10 (II) 5
全員	新興感染症等施設療養費	日額	240
全員	介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数に 1000 分の 128 を乗じた単位数で算定	
希望者	看取り加算（I） ①死亡日以前 31～45 日	日額	72
	②死亡日以前 4～30 日	日額	144
	③死亡日前日及び前々日	日額	680
	④死亡日	日額	1,280

※ 留意事項

①ご契約者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

②償還払いとなる場合、ご契約者が介護保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」と「領収書」を発行します。

③介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

④経済状況の著しい変化ややむを得ない事由がある場合は、利用料を変更することがあります。変更の内容と事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、毎月10日までに利用料請求書によりご請求し、その月の15日に北見信用金庫およびゆうちょ銀行の利用者様名義、配偶者または子名義、成年後見人名義の預金通帳より自動引き落としをさせていただきますので、北見信金およびゆうちょ銀行の口座開設をお願いします。

なお、ゆうちょ銀行におきましては、ご都合により15日に引き落としができなかった場合、25日に改めて引き落としをさせていただきます。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づき下記により計算した金額とします。)

中途	サービス提供費	居住費	生活費	居室光熱水費	加算電気料
入居	全額徴収	25,000 ×入居日数 入居月日数	夏・冬単価 ×入居日数 入居月日数	基本料金 ×入居日数 入居月日数	加算分 ×入居日数 入居月日数
退去	全額徴収	25,000 ×入居日数 退居月日数	全額徴収	全額徴収	加算分 ×入居日数 退居月日数
不在	減額なし	減額なし	欠食分返戻	減額なし	加算分 ×不在日数 入居月日数 (7日以上)

7. 生活及び介護の場所

入居者にとって適切なサービスを提供するために必要な場合には、その居室のほか、一時介護室においてサービスを提供します。一時介護室の必要性の判断は、入居者の意思を確認し、入居者の主治医もしくは協力機関の医師の意見を聞いて行うこととします。

8. 医療の提供について

(1) 医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。

(但し、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。
また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものではありません。)

(2) 入居中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、当事業所の協力医療機関、緊急時連絡先（ご家族等）などへ連絡し、適切に対応します。

医療機関の名称	白川整形外科内科	いいだ歯科クリニック
所 在 地	北見市桜町5丁目17番1号	北見市北1条西1丁目
診 療 科	整形外科内科	歯科

9. 事故発生時の対応

- (1) ご契約者に対するケアハウスゆうゆうのサービス、指定特定施設入居者生活介護サービス又は指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- (2) ご契約者に対するケアハウスゆうゆうのサービス、指定特定施設入居者生活介護サービス又は指定介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

10. 損害賠償

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

11. 施設利用にあたっての留意事項

居室・設備・器具の利用	<ul style="list-style-type: none">・施設内の居室や設備は本来の用法に従ってご利用ください。・これに反したご利用により破損等生じた場合、弁償していただく場合があります。・落下防止のためバルコニーの柵に布団や洗濯物をかけないでください。・居室前のバルコニーは自己責任で、清掃管理してください。
火気の使用	<ul style="list-style-type: none">・居室での火気使用は、仏壇・喫煙も含め厳禁とします。
喫煙	<ul style="list-style-type: none">・ベランダも含めて施設内禁煙です。
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none">・悪臭・騒音等、他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入居者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	<ul style="list-style-type: none">・所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動 政治活動	<ul style="list-style-type: none">・施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物の飼育	<ul style="list-style-type: none">・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
鉢植等植物栽培	<ul style="list-style-type: none">・他の入居者に迷惑にならない範囲で自由ですが、管理は自己責任とします。

12. 苦情・相談の受付について

- (1) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情・相談受付窓口（担当者） 生活相談員
- ・当施設の第三者委員に直接相談することもできます。

第三者委員 法人監事

法人監事

法人評議員

- (2) 受付時間 8時30分～17時30分

(3) 行政機関その他、苦情受付機関

国民健康保険 団体連合会	所 在 地 電話番号	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内 011-231-516 (FAX 011-233-2178)
北見市保健福祉部 介護福祉課	所 在 地 電話番号	北見市大通西3丁目1番地1 北見市役所保健福祉部介護福祉課 0157-25-1144 (FAX 0157-26-2178)

13. 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ・当施設は、入居者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いの為のガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・当施設及び当施設の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービスを提供する上で知り得た入居者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ・当施設は、従業者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ・当施設は、入居者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、入居者の個人情報を用いません。また、入居者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で入居者の家族の個人情報を用いません。
- ・当施設は、入居者又はその家族の個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ・当施設が管理する情報については、入居者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写などが必要な場合は入居者の負担となります）

14. 身体的拘束等について

当施設は、原則として、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動の制限を行いません。

緊急止むを得ず身体的拘束等を行う場合は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する同意書」に入居者・家族に十分な説明と同意を得た上で、次に掲げることに留意して必要最低限の範囲内で行います。その場合は、身体的拘束等を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。ただし、解除することを目標に鋭意検討を行います。

- ①緊急性…入居者ご本人または他の入居者等の生命又は身体が危険にさらされている可能性が著しく高い場合に限ります。
- ②非代替性…身体的拘束等その他の行動制限を行う以外に代わる介護・看護方法がない場合に限ります。
- ③一時性…身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであるよう努めます。

15. 虐待の防止について

当施設は、入居者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ・施設長を、虐待防止に関する責任者として任命しています
- ・生活相談員を、虐待防止に関する担当者として選定しています
- ・虐待防止検討委員会を設置しています
- ・虐待防止のための指針を整備しています
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・サービス提供中に、当施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

16. 非常災害時の対策

当施設は、災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取組を行います。

- ・施設長を、防火管理者に任命しています。
- ・非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知します。
- ・定期的に避難、救助その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：年3回（うち最低1回は夜間想定）
- ・訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

17. 衛生管理等について

- ・指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の飲用に供する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- ・当施設において感染症が発生、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①当施設における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②当施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

18. 業務継続計画の策定等について

- ・感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

令和 年 月 日

ケアハウス ゆうゆう 特定施設入居者生活介護サービス
介護予防特定施設入居者生活介護サービス
の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住 所 北見市東相内町 171 番地 57
事業者（法人名）社会福祉法人 北見慈恵会
施設名 ケアハウス ゆうゆう
代表者名 施設長 阿 部 浩 美印

説 明 者 職 名
氏 名 印

私は、重要事項説明書に基づいて、
ケアハウス ゆうゆう 特定施設入居者生活介護サービス
介護予防特定施設入居者生活介護サービス
の内容及び重要事項の説明を受けました。

利 用 者 住 所
氏 名 印

身元引受人 住 所
(選任した場合) 氏 名 印

別表 1

一般ケアハウス月額利用料

階層	対象収入	サービス提供費	生活費		居住費	光熱水費	利用料総額	
		一般	5~9月	10~4月		洗濯代	5~9月	10~4月
1	1,500,000円 以下	10,000	46,324	54,574	25,000	6,761	88,085	96,335
2	1,500,001 ~ 1,600,000	13,000	46,324	54,574	25,000	6,761	91,085	99,335
3	1,600,001 ~ 1,700,000	16,000	46,324	54,574	25,000	6,761	94,085	102,335
4	1,700,001 ~ 1,800,000	19,000	46,324	54,574	25,000	6,761	97,085	105,335
5	1,800,001 ~ 1,900,000	22,000	46,324	54,574	25,000	6,761	100,085	108,335
6	1,900,001 ~ 2,000,000	25,000	46,324	54,574	25,000	6,761	103,085	111,335
7	2,000,001 ~ 2,100,000	30,000	46,324	54,574	25,000	6,761	108,085	116,335
8	2,100,001 ~ 2,200,000	35,000	46,324	54,574	25,000	6,761	113,085	121,335
9	2,200,001 ~ 2,300,000	40,000	46,324	54,574	25,000	6,761	118,085	126,335
10	2,300,001 ~ 2,400,000	45,000	46,324	54,574	25,000	6,761	123,085	131,335
11	2,400,001 ~ 2,500,000	52,000	46,324	54,574	25,000	6,761	130,085	138,335
12	2,500,001 ~ 2,600,000	59,000	46,324	54,574	25,000	6,761	137,085	145,335
13	2,600,001 ~ 2,700,000	65,200	46,324	54,574	25,000	6,761	143,285	151,535
14	2,700,001 ~ 2,800,000	65,200	46,324	54,574	25,000	6,761	143,285	151,535
15	2,800,001 ~ 2,900,000	65,200	46,324	54,574	25,000	6,761	143,285	151,535
16	2,900,001 ~ 3,000,000	65,200	46,324	54,574	25,000	6,761	143,285	151,535
17	3,000,001 ~ 3,100,000	65,200	46,324	54,574	25,000	6,761	143,285	151,535
18	3,100,001円 以上	65,200	46,324	54,574	25,000	6,761	143,285	151,535

※ 光熱費内訳(居室上下水道2,959円、居室電気料3,197円) 洗濯代内訳(居室カーテン605円)

R7.4

別表 2

特定施設入居者生活介護（略称 特定）ケアハウス 月額利用料

特定ケアハウスの利用料金は、下記の2つの表の合計から計算されます。基本料金は入居者様の収入によって金額が異なります。介護サービス費は入居者様によって、要介護度と負担割合が異なります。その方に合わせて、利用料金のご確認をお願いいたします。

$$\text{利用料金} = \text{基本料金「利用料総額」} + \text{介護サービス費「自己負担額計」}$$

《基本料金》

階層	対象収入	サービス提供費 特定	生活費		居住費	光熱水費 洗濯代	特定 上下水道料	利用料総額	
			5~9月	10~4月				5~9月	10~4月
1	1,500,000円 以下	10,000	46,324	54,574	25,000	6,761	130	88,215	96,465
2	1,500,001 ~ 1,600,000	13,000	46,324	54,574	25,000	6,761	130	91,215	99,465
3	1,600,001 ~ 1,700,000	16,000	46,324	54,574	25,000	6,761	130	94,215	102,465
4	1,700,001 ~ 1,800,000	19,000	46,324	54,574	25,000	6,761	130	97,215	105,465
5	1,800,001 ~ 1,900,000	22,000	46,324	54,574	25,000	6,761	130	100,215	108,465
6	1,900,001 ~ 2,000,000	25,000	46,324	54,574	25,000	6,761	130	103,215	111,465
7	2,000,001 ~ 2,100,000	30,000	46,324	54,574	25,000	6,761	130	108,215	116,465
8~18	2,100,001 以上	32,700	46,324	54,574	25,000	6,761	130	110,915	119,165

《介護サービス費》

1ヶ月30日で計算

ご契約者の要介護度と サービス利用料金		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(予防)特定施設入居者生活介護		5,490	9,390	16,260	18,270	20,370	22,320	24,390
サービス提供体制加算(Ⅱ)		540	540	540	540	540	540	540
夜間看護体制加算(Ⅱ)		0	0	270	270	270	270	270
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		772	1,271	2,185	2,442	2,711	2,961	3,226
自己負担額計	1割	6,802	11,201	19,255	21,522	23,891	26,091	28,426
	2割	13,604	22,402	38,510	43,044	47,782	52,181	56,851
	3割	20,406	33,603	57,765	64,567	71,673	78,272	85,277

※上記の「自己負担額計」の部分が入居者様が負担する金額です。

※上記以外の各種加算については、算定基準に則って算定させていただく場合があります。

《計算例》

対象収入が205万円(7階層)で、要介護1で1割負担の入居者様の4月分の場合…

基本料金:116,465円 + 介護サービス費:19,255円 = 4月分利用料金:135,720円

R7.4